

## 市役所売店で税金等が納付可能になります

令和8年1月5日(月)から、本庁舎テナント「尾道みやげ市庁舎店」で、税金・料金や、電気代、ガス代などの公共料金の支払ができるようになります。

### 【納付に必要なもの】

「コンビニ収納用バーコード」が印刷された納付書



※納付書1枚当たりの納付金額が30万円以下のものに限る。



※納付場所にMMK設置店が含まれているものに限る。

### 【納付可能時間】

平 日 8:15~17:30

土・日・祝日 9:00~17:00

問会計課(☎0848-38-9148)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

申込方法  
期間  
場所  
問い合わせ先

対象  
内容  
電話  
定員  
料金  
料金アクリス

e  
持参物  
電子メール  
締切  
HP  
ホームページ

## 事業をされている皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、令和8年1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、令和8年2月2日(月)までに申告してください。

※「償却資産申告について」の案内を12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

### ■償却資産とは

土地・家屋以外の事業のために使うことができる資産で、その事業のために使っている構築物・機械・器具備品などのことです。

問資産税課(☎0848-38-9164)

## 水道管にも防寒対策をしましょう

寒さが厳しくなると、水道管が凍結して水が出なくなることがあります。

宅内の水道管が破裂した場合、修理費用は自己負担となりますので、早めの防寒対策を行いましょう。

### ■凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。

覆った毛布や布が濡れると逆効果になるので、さらに上からビニールなどをかぶせてください。

### ■凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

### ■水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの尾道市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。指定給水装置工事事業者については、お問い合わせいただくか、市HPでご確認ください。

問上下水道局経営総務課(☎0848-37-8700)

上下水道局因島瀬戸田営業所(☎0845-22-0499)

## 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。所有権移転登記が年内に完了しない場合は、次年度も元の所有者に課税されます。固定資産の売買・相続等をしたときは、早めに法務局で手続きをしてください。

- 所有者が亡くなったときは、相続登記が完了するまでの間、相続人のなかから納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出してください。
- 令和7年1月2日以降、土地の利用状況の変更(宅地を畠にした等)や、建物を解体した等で登記の変更をしていない場合は届け出してください。

※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等に転用した場合は、宅地や雑種地として地目認定するため、評価額や税額が上昇する可能性があります。

問資産税課(☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係(因島総合支所内☎0845-26-6228)

# 市・県民税に適用される税制の主な改正点

(令和8年度分の申告からの適用)

申告相談は2月中旬から始まります 市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

## ● 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額が190万円以下の場合は、次のとおり、給与所得控除額が引き上げられます。

給与収入のみの場合、市・県民税の非課税となる給与収入金額は10万円上がり、106万5千円以下となります(単身者の場合)。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%+8万円	

## ● 所得要件の見直し

次の所得要件等が10万円引き上げられます。

控除の種類	所 得 要 件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下 (給与収入 103万円以下)	58万円以下 (給与収入 123万円以下)
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除	雑損控除の適用と認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円以下 (給与収入 130万円以下)	85万円以下 (給与収入 150万円以下)
家内労働特例における必要経費	家内労働の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

## ● 特定親族特別控除の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)のうち、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族を有する場合に所得控除の適用が受けられます。

なお、特定親族は非課税判定の扶養親族数には含まれません。

特定親族の前年の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額)	特定親族 特別控除額
58万円超 (123万円超) 95万円以下 160万円以下	45万円
95万円超 (160万円超) 100万円以下 165万円以下	41万円
100万円超 (165万円超) 105万円以下 170万円以下	31万円
105万円超 (170万円超) 110万円以下 175万円以下	21万円
110万円超 (175万円超) 115万円以下 180万円以下	11万円
115万円超 (180万円超) 120万円以下 185万円以下	6万円
120万円超 (185万円超) 123万円以下 188万円以下	3万円

問い合わせ先 市民税課(☎0848-38-9154)  
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

## 日曜にも受け取れます マイナンバーカード

■対マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

■令和8年1月11日(日)、25日(日)  
8:30~12:00

※行事などと重なった場合、中止になる場合があります。来庁前にHP等で確認してください。



■本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

持・マイナンバーカード交付通知書  
兼照会書(交付案内に同封)  
・本人確認書類(交付案内参照)  
・通知カード(回収します)  
・住民基本台帳カード(回収します)  
・お持ちの人のみ)

問市民課(☎0848-38-9166)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込方法期間  
■申込先場所  
■問い合わせ対象

■内容  
■電話定員  
■料金アクス

■電子メール  
■締切

■ホームページ

## 手話通訳者が窓口でお手伝いします

■12月16日(火)、令和8年1月20日(火)9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

問社会福祉課  
(☎0848-38-9125・  
fax 0848-38-9206)

e:s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp



## かんたん申請書作成システムの対象手続きを拡大します

12月10日(水)から、本庁舎の一部の窓口にすでに導入している「かんたん申請書作成システム(通称:書かない窓口システム)」の対象手続きを拡大します。

窓口にある機器に本人確認書類を置くことで、住所、名前、生年月日が記入された申請書を印刷することができ、手書き項目が一部必要なくなります。

### 【対象窓口】

市役所本庁1階 子育て支援課、保険年金課、社会福祉課

### 【拡大対象手続き】

子育て関係、健康保険関係(国保・後期)、障害者福祉関係の申請や変更に係る各種手続き

※詳細については各窓口でおたずねください。

### 【利用できる本人確認書類】

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書

問情報システム課(☎0848-38-9308)

## 消費生活 相談 ファイル

### ？相談内容

自宅に電話があり、海産物の購入をすすめられた。断ったのだが海産物が送られてきて、家族が代引きで受け取ってしまった。強引に送られてきたものなので返金してほしい。

## 海産物の電話勧誘トラブルに注意

### ！アドバイス

事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができるをお伝えしました。

◆不要である場合には、きっぱりと断りましょう。断ったにもかかわらず、一方的に商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否しましょう。

◆代金を支払って商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対して返金を求めることができます。

◆ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは留守番電話にしておきましょう。

### ■消費生活に関するトラブル等について、気軽にご相談ください

問尾道市消費生活センター(商工課内☎0848-37-4848)

国保

後期

## 「医療費のお知らせ」を発送します

医療機関を受診した内容(医療機関名、受診年月、患者負担額等)をお知らせする通知です。確定申告の医療費控除で利用することができます。※2回目の通知より前に確定申告をする場合、11・12月診療分の医療費控除は領収書で行う必要があります。

※確定申告の医療費控除に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※発送日から届くまでに1週間程度かかる場合があります。

### ■国民健康保険の被保険者

年に2回、各世帯主宛に通知します。

発送予定期【1回目】令和8年1月30日(金) (1~10月診療分)

【2回目】令和8年2月20日(金) (11~12月診療分)

※送付不要の世帯は「医療費通知送付不要の届出書」を提出してください。(昨年度までに届け出をしている場合は不要)

問 保険年金課(☎0848-38-9142)

### ■後期高齢者医療の被保険者

年に2回、各被保険者宛に通知します。

発送予定期【1回目】令和8年1月末頃 (1~10月診療分)

【2回目】令和8年3月中旬 (11~12月診療分)

問 広島県後期高齢者医療広域連合医療費通知コールセンター

(受付期間: 1回目発送日の翌日~令和8年3月31日(火)

平日 8:30~17:15/電話番号は通知に記載)

## 市内にお住まい、お勤めの人へ 低利融資で暮らしを応援

市と中国労働金庫では、共同で低利の「自治体提携ローン」を設けています。

対市内在住勤労者か通勤する人

融資限度額 ①教育費、住宅費、空き家解体費、下水道整備費、介護器具購入費、福祉車両購入費、医療費とこれらの使途の借換は500万円まで ②生活支援費は200万円まで

返済期間 最長10年(毎月返済か毎月・一時金併用返済)

※教育費でご利用の場合、据置融資制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

融資利率 ①年1.94%(固定金利・保証料込) ②年1.78%(固定金利・保証料込)

問 中国労働金庫尾道支店

(☎0848-46-8110)

因島出張所

(☎0845-22-2517)

国保

後期

## 交通事故など第三者から傷害を受けたときには届け出が必要です

交通事故や暴力行為など第三者(自分以外の人)の行為によってけがや病気になり、医療機関にかかったときの支払いは、本来、加害者に負担の義務があります。損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。

国民健康保険・後期高齢者医療制度を使って医療機関を受診する場合には、必ず事前に国保・後期の保険窓口にご相談のうえ届出書類を提出してください。また、受診の際に医療機関に第三者(加害者)から傷害を受けた旨を伝えてください。保険者(尾道市国保・後期高齢者医療広域連合)が治療費の一部を立て替えて支払い、後から加害者(損保会社)に対して立て替えた額を請求します。

### 「第三者行為」となる事例



相手のいる交通事故でけがをしたとき／他人のペットに噛まれたとき／暴力行為を受けたとき／飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき／他者所有の建物などの設備欠陥によりけがをしたとき／スキーやスノーボード中の衝突事故

※いずれの場合も労災保険が適用された場合は届出の必要はありません。

問 保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

※後期高齢者医療の人は「広島県後期高齢者医療広域連合」も可。

■届出する人 【国民健康保険】被保険者の属する世帯の世帯主

【後期高齢者医療】被保険者

※被害者が加入する損害保険会社の代行申請も可。

問 保険年金課(☎0848-38-9142)

## 政治家の寄附・あいさつ状は禁止です

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ったり、有権者が寄附を求めたりすることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。

また、政治家が選挙区内の人間に年賀状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

問 選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会(☎0848-38-9258)

